

学生の皆さんへ

国立大学法人上越教育大学長  
(危機管理対策本部 本部長)  
林 泰 成

感染拡大地域との往来の自粛等について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象期間が一部地域を除き、下記1のとおり7月11日（日）まで延長されました。

ついでには、危機管理対策本部として、本学の学生、教職員への感染を防止し、学生生活及び学内における教育研究活動を守ることを目的に、対象期間中については、下記1の都道府県等への不要不急の往来（就職活動を除く。）の自粛を強く要請しますので、御理解と御協力をお願いします。加えて、今後下記1の措置が適用される都道府県等の追加及び発令期間が延長された場合についても取扱いと同様とします。

本学ではこれまでも、学生のみなさんに、毎日の体温測定と「健康状態確認票」の記入（他県に移動した際は備考欄に行動を記録）について、協力をお願いしているところです。発熱や倦怠感など少しでも体調が悪いと感じたきは、登校はせずに、かかりつけ医等の医療機関又は新潟県新型コロナ受診・相談センター（TEL:025-256-8275、土日・祝日含む24時間対応）に電話で相談してください。

発熱等の症状が出たときは、速やかに下記2の報告フォームにより大学へ報告するとともに、不要不急の外出を控えてください。その他新型コロナウイルス感染症への対応（学生が登校停止又は自宅待機となった場合の授業等の取扱いを含む。）については、「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い」を参照願います。

また、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のインストールをお願いします。利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

記

1 不要不急の往来の自粛対象地域

(1) 「緊急事態宣言」の発令

対 象  
沖縄県

発令期間

令和3年7月11日（日）まで

(2) 「まん延防止等重点措置」の適用

対 象

北海道、東京都、埼玉県、千葉県、  
神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、  
兵庫県、福岡県

実施期間

令和3年7月11日（日）まで

2 新型コロナウイルス感染症に係る報告方法について

<https://www.juen.ac.jp/099coronavirus/form.html>

-----  
本件担当：総務課総務チーム（法規担当）

電話：025-521-3212

メール：[houki@juen.ac.jp](mailto:houki@juen.ac.jp)